

生活を支えるための支援のご案内（パンフレット） 更新履歴

2020/5/1

- ・ 社会保険料等の猶予 (P8～9) について、「厚生年金保険料等の猶予制度の特例」「国民年金保険料免除の特例」について追記しました。
- ・ 雇用調整助成金 (P17) について、休業要請を受けた一定の要件を満たす中小企業に対する助成率を最大 10/10 とする旨追記しました。